

評価手法検討小委員会の設置について

平成 22 年 8 月

1. 目的

平成 21 年の化学物質審査規制法改正（平成 23 年 4 月施行）により、すべての化学物質を対象に、行政が、2 段階の評価（スクリーニング評価、リスク評価）を経て規制の対象となる物質を絞り込むこととなっている。

これらの評価手法は、高度な専門的知見を有する学識経験者や産業界の専門家等以外の見識も問いながら策定する必要がある。このため、化学物質審議会安全対策部会の下に、評価手法検討小委員会を設置することとする。

2. 検討事項

- (1) スクリーニング評価（優先的に安全性の評価を行う物質を絞り込む）のための具体的な手法について
- (2) リスク評価（規制の必要がある化学物質を、詳細なデータを用いて抽出する。）のための具体的な手法について

3. 検討体制

化審法は、厚生労働省、経済産業省、環境省の共管により施行・運用されている。このため、本委員会も含めた 3 省の関係審議会の合同開催によって検討内容を集約する形式をとることとする。

4. スケジュール

平成 22 年度内に「中間報告（スクリーニング評価手法のまとめ）」及び「最終報告（リスク評価手法のまとめ）」をとりまとめる。

化学物質審議会安全対策部会

評価手法検討小委員会委員名簿

有田 芳子	主婦連合会環境部長
大前 和幸	慶應義塾大学医学部教授
亀屋 隆志	横浜国立大学大学院環境情報研究員准教授
北野 大	明治大学大学院理工学部理工学研究科新領域創造専攻 教授
庄野 文章	社団法人日本化学工業協会常務
鈴木 恵子	日本化学エネルギー産業労働組合連合会政策委員会委員
恒見 清孝	(独) 産業技術総合研究所安全科学研究部門物質循環排 出・解析グループ 研究グループ長
原田 房枝	日本石鹼洗剤工業会環境安全専門委員会委員
林 真	(財) 食品農医薬品安全性評価センター センター長
中西 準子	(独) 産業技術総合研究所安全科学研究部門長
安井 至	(独) 製品評価技術基盤機構 理事長
吉田喜久雄	(独) 産業技術総合研究所安全科学研究部門 主幹研究員

(敬称略、五十音順)